

令和2年度社会福祉法人寄居町社会福祉協議会事業計画・予算書

令和2年度社会福祉法人寄居町社会福祉協議会事業計画

1. 運営方針

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定される「地域福祉を推進する団体」として、町民誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が送れるよう、保健福祉関係機関との連携のもと、地域包括支援センターや介護保険・障がい者福祉サービス等の公的福祉サービスと、本会の独自制度として実施する在宅福祉サービス、さらにボランティアや福祉委員の小地域福祉活動などの非公的サービスを総合的に提供することを基本姿勢として取り組み、既存の福祉制度での対応が難しい、制度の隙間の福祉課題へも対応することにより、「みんなで支える、共に生きるまちづくり」を推進することとします。

令和2年度は、地域支えあいの会や第2層生活支援・介護予防体制整備推進協議会の取り組みを支援することにより、住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みることのできる体制づくりを推進します。一方、本会が公正・公平な立場で、障がい者の地域生活を支援するための中心的な役割を果たす基幹相談支援センターを町から受託することとし、障がい者福祉の充実に新たに取り組むこととします。これにより、本会の福祉専門機能は、高齢の地域包括支援センター、権利擁護の成年後見支援センターの3機能となり、さらに同一事務所内の生活困窮者福祉を推進する埼玉県社会福祉協議会のアサポート相談支援センターとの強力な連携により、複雑多様化した福祉課題へワンストップで課題解決にあたることが可能となるため、総合相談支援センターを整備することとします。そして、住民福祉活動組織と町とのパートナーシップに基づく総合相談支援センターと共助のまちづくりネットワーク会議の専門機関との連携により、包括的な支援体制を構築していくことにより、地域共生社会の実現に寄与してまいります。

また、老人福祉センターにおける健康長寿、児童館による子育て支援においては、その持てる機能を最大限発揮し、それぞれの目的達成のために積極的な事業展開を図り、町民ニーズに則した質の高いサービスの提供に努めるものとしします。

2. 事業実施計画

1 会務の運営

法人運営に必要な会議を適宜開催し、円滑な事業推進を図ります。

- イ) 役員会の開催 年4回
- ロ) 委員会の開催 適宜 (評議員選任・解任委員会等)
- ハ) 評議員会の開催 年3回
- ニ) 監事会の開催 年1回

2 連絡調整

福祉行政、区長会、民生委員児童委員協議会、地域支えあいの会及び生活支援・介護予防体制整備推進協議会等との連絡調整を図り、施策の推進に努めます。また、総合相談支援体制の基盤強化のため、町内の社会福祉法人のネットワークづくりを推進します。

3 研修会の開催

本会運営に携わる役員等が現状の福祉活動を認識し、今後の地域福祉活動の道筋を検討する上で必要な情報を提供するとともに、関係各位の相互の交流を促進します。

- イ) 役員・評議員研修会の開催
- ロ) 新任理事・評議員研修会(関係資料配付)の実施

4 職員研修

関係機関主催の各種研修会への参加や福祉関係資格取得を支援するとともに、職場内研修を年2回企画実施し、職員の資質向上に努めます。

5 調査・研究

現状事業の改善や求められる福祉サービスの開拓など、町民に必要な施策について調査研究を進めます。

- イ) 超高齢社会における生活支援体制の整備について町協議体とともに研究を進めます。
- ロ) 本町における包括的な支援体制が有効に機能するための研究を進めます。
- ハ) 令和3年度を初年度とする地域福祉活動計画5カ年計画を、町の地域福祉計画と一体的に策定します。

6 広報・啓発活動

町民の福祉活動への参画、適切な福祉サービスの利用等をはじめとする福祉への理解を促進するため、広報広聴活動に取り組むとともに、参画型福祉イベントの開催を通して啓発活動に努めます。

イ) 広報紙等の発行

- ・「社協だより」年4回、「地域福祉だより」年2回、「ほっとライン通信」を年4回発行するとともに、ホームページ開設による広報に努めます。

本年度予算	1,568千円	前年度予算額	1,568千円
-------	---------	--------	---------

ロ) 広聴

- ・福祉関係団体等との連絡調整、地域支えあい活動関係会議及び第2層協議体において、地域福祉に関する意見を求めるとともに、福祉啓発に努めます。

ハ) 社会福祉大会、ふれあい広場の開催

- ・今年度においては、ふれあい広場を10月25日(日)にかわせみ荘において開催します。

本年度予算	950千円	前年度予算額	842千円
-------	-------	--------	-------

7 福祉教育事業

次代を担う児童生徒の福祉の心を醸成するため、教育機関との連携による体験型福祉教育の推進や、地域の成人を対象とする福祉教育活動も行い理解促進を図ります。

本年度予算	309千円	前年度予算額	288千円
-------	-------	--------	-------

イ) 福祉協力校事業

- ・本会指定福祉協力校(町内小中学校)事業への協力や、福祉教育連絡会の開催等、教育委員会との連携による事業推進に努めます。

ロ) 福祉標語募集事業

- ・小学校5・6年生を対象とする福祉標語の募集を推進することにより、福祉意識の啓発を図り、優秀作品については町合同表彰式で顕彰します。

ハ) 小地域における福祉教育活動(福祉体験教室・世代間交流)を推進します。

- ニ) 本会が小中学校と社会福祉施設の間をつなぎ、学校と施設の寄付寄贈や交流活動を通じて、子どもたちの福祉の心を育み、社会福祉法人の社会貢献活動の推進に寄与するため、「福祉の心を育む交流事業」を推進します。

8 ふれあいのまちづくり事業(地域福祉活動推進事業)

地域支えあいの会等の小地域福祉活動の関係者や、町内全域を活動範囲とするボランティア、福祉関係機関等の協力を得て、町民の支え合い、助け合いによる福祉活動を展開し、多様な福祉要望に対応するとともに、町民のふれあいによる福祉コミュニティづくりを推進します。

イ) 地域生活支援事業

① 地域支えあい活動の推進

- ・町民参加による地域福祉活動として、地域支えあい活動を推進します。
 - 福祉委員を全町域に配置します。

本年度予算	1,876千円	前年度予算額	1,726千円
-------	---------	--------	---------

- 希望者登録制による地域支えあい見守り活動を、地域支えあいの会との連携のもと推進します。また、登録者を見守る福祉委員の担当制を推進していきます。
- 町の救急医療情報キット無料配布事業に協力し、その効果的な活用を民生委員児童委員、福祉委員の協力のもと支援します。なお、町の無料配布事業の対象外となる利用希望者については、民生委員児童委員の意見に基づき必要と認められる場合は本会が配布するものとします。
- 「ふれあい配食サービス」を週5日実施し、栄養補給の支援と安否確認を推進します。また、大里広域委託事業の対象外となる障がい者等については、民生委員児童委員の意見に基づき本会が独自に実施します。

本年度予算	6,721千円	前年度予算額	6,233千円
-------	---------	--------	---------

- 災害時の自主防災組織と地域支えあいの会との協働を推進します。
- 地域支えあいの会に対する活動費の助成及び、地域支えあいの会連絡会の運営支援を通じて、地域主体の福祉活動の育成を図ります。

本年度予算	2,020千円	前年度予算額	2,050千円
-------	---------	--------	---------

- 地域福祉コーディネーターを配置し、地域住民による身近な日常生活支援活動や地域支えあいの会を支援し、地区活動と福祉専門職との連携による共助の仕組みづくりを推進します。
- ② 在宅介護支援事業の実施
- ・在宅介護者の精神的・経済的負担軽減のための支援を通じて、介護を要する方々が可能な限り在宅生活を継続できるよう、町民や関係機関の協力を得て次の支援事業を提供します。

- 在宅介護者サロン、リフレッシュ事業(日帰り旅行)の実施

本年度予算	150千円	前年度予算額	150千円
-------	-------	--------	-------

- 在宅介護用紙オムツ支給事業の実施

本年度予算	5,373千円	前年度予算額	4,831千円
-------	---------	--------	---------

- ねたきり高齢者及び重度障がい者理美容サービス事業の実施

本年度予算	600千円	前年度予算額	600千円
-------	-------	--------	-------

- 車いす無料貸出事業の実施

- リフト付自動車による移送サービス事業の実施

本年度予算	1,231千円	前年度予算額	950千円
-------	---------	--------	-------

- 介護保険非該当者等に対する、自立生活支援事業(緊急時ショートステイ・自立支援ホームヘルプ)の実施

本年度予算	547千円	前年度予算額	547千円
-------	-------	--------	-------

- ③ 住民参加型在宅生活支援事業「よりいふれあいサービス事業」の実施

- ・高齢者、障がい者、幼児等のいる世帯を対象とする家事援助サービス並びに、買い物や通院などの外出時の付き添いサービスを提供し、地域での自立生活を支援します。また、介護保険制度改定や犯罪被害者支援制度の創設に伴うサービスの受け皿として対応できるよう、協力員確保等の対策に取り組みます。

本年度予算	2,684千円	前年度予算額	2,675千円
-------	---------	--------	---------

- ④ 生活支援体制整備事業(大里広域委託事業)の実施

- ・生活支援コーディネーター第1層担当1名、第2層担当2名を配置し、生活支援・介護予防体制整備推進協議会との協働を推進し、要支援高齢者に対するサービスの創設や担い手の確保等の地域資源の開発、サービス供給者間のネットワークづくり、地域の支援ニーズとサービスの調整を行います。

- ⑤ 認知症施策推進事業(大里広域委託事業)の実施

- ・認知症地域支援推進員を配置し相談支援にあたりるとともに、認知症初期集中支援チームの一員として事業を推進します。

⑥ 共助のまちづくりネットワーク会議の運営

- ・地域福祉推進組織、福祉関係機関、事業所等を構成員とする「共助のまちづくりネットワーク会議」の連携を強化し、共助のまちづくりを推進します。
- ・見守りネットワークによる異変発見連絡や迷い人一斉確認事業及び、地域福祉関係者による迷い人捜索支援活動を推進します。

ロ) 住民参加による地域福祉事業(民間在宅福祉活動推進事業)

① ふれあいいきいきサロン活動の推進

- ・地域給食グループの会食会や、地域支えあいの会と高齢者の交流会等の複数回開催を促進し、地域住民が気楽に集える機会を確保することにより、閉じこもりや孤立防止、介護予防を推進します。
- ・月1回以上サロンを開催する地区を対象に、必要備品等の整備のための補助制度を継続します。

本年度予算	1,244千円	前年度予算額	1,250千円
-------	---------	--------	---------

② アクティブシニアの社会参加支援事業の継続支援

- ・埼玉県指定のモデル事業終了後においても、常設型サロン「いこいの家」及び「ほほえみの家」の運営を各地区地域支えあいの会連絡会が担うとともに、地域の達人入門講座等の修了者の地域活動実践を継続的に支援します。

本年度予算	1,356千円	前年度予算額	1,408千円
-------	---------	--------	---------

③ 友愛活動事業の推進

- ・老人クラブ連合会の友愛チーム及びボランティアグループ虹の会による、一人暮らし高齢者等に対する継続かつ安定的な声かけ・訪問活動を実施し、高齢者の社会参加や同世代の支え合い活動を推進します。

④ 友愛電話訪問グループによる声かけ事業の実施

- ・一人暮らし高齢者の希望者に対して、電話による安否伺い、話相手等の声かけを行い、利用者を精神面から支え、在宅生活の継続を支援します。

⑤ 朗読・点訳・手話グループによる支援事業の推進

- ・身体障がい者の日常生活に必要な情報提供サービスを実施するとともに、利用者の社会参加や交流活動の促進を図ります。

ハ) ボランティア活動啓発事業

本年度予算	2,066千円	前年度予算額	1,965千円
-------	---------	--------	---------

① ボランティア情報紙の発行事業

- ・「ボランティアだより」の毎戸配布(年4回)により、活動の普及促進を図ります。

② 相談、登録あっせん事業

- ・ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア相談・あっせんの円滑化を図るとともに、ボランティアグループの主体的な活動を支援します。

③ ボランティア養成講座等開催事業

- ・町民のボランティア活動への参加促進並びに後継者育成を図るため、ボランティアグループや福祉施設・機関と連携して養成講座を開催します。
- ・手話奉仕員資格取得支援事業を継続的に実施します。

④ 福祉救援ボランティア活動推進事業

- ・町や自主防災組織及び赤十字奉仕団と連携し、地域における災害救援ボランティア(炊き出し訓練)の育成を推進します。
- ・町内外の災害被災世帯の復旧作業等を支援する、災害救援ボランティアを育成するため、災害救援ボランティア養成講座を開催します。

⑤ ボランティア活動支援事業

- ・ボランティア連絡会(年6回)、ボランティアリーダー研修会、地域福祉講演会を開催する他、ボランティアグループ24グループの活動支援を行います。

⑥ 福祉体験・ボランティア体験事業

- ・小中学生を対象とする福祉・ボランティア体験等のメニューを整備し、技能ボランティアグループとの協働による体験学習事業に取り組みます。
- ・ボランティア体験プログラム事業を、ボランティア団体や福祉施設との連携により推進し、町民のボランティア活動への参加機会の拡充ときっかけづくりを行います。

9 福祉総合相談支援事業

町民若しくは町民による地域福祉活動から寄せられる福祉課題を受け止め対応し、本会の各種専門職の連携によるチーム支援により課題解決を図る、総合相談支援センターを開設します。また、課題解決にあたっては町や関係機関との連携を十分に図りながら推進するものとします。

イ) 総合相談事業

- ・総合相談支援センターに総合相談窓口を設置し、町民のあらゆる福祉相談に対応するとともに、常設サロンの相談サテライト機能や他の相談関係機関との連携も進めます。
- ・地域の民生委員児童委員と福祉委員の連携により、福祉要望や異変を発見するニーズ発見リレーシステムや、共助のまちづくりネットワーク会議の見守りネットワークとの効果的な連携により課題把握に努めます。

ロ) 地域包括支援センターの受託経営

寄居南地域(折原・鉢形・男衾)を担当とする地域包括支援センターについては、福祉関係機関との連携や町民の協力により、高齢者の介護予防、在宅介護支援、権利擁護事業を推進します。また、福祉総合相談支援センターの中心的な役割を担い積極的な運営に努めます。(事業計画別紙)

本年度予算	19,871千円	前年度予算額	18,945千円
-------	----------	--------	----------

ハ) 権利擁護事業

① 埼玉県日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)を実施

- ・福祉サービス利用における相談支援や日常生活費の金銭管理等を通じて、軽度の認知症高齢者や障がい者等の在宅生活を支援します。

本年度予算	4,102千円	前年度予算額	3,065千円
-------	---------	--------	---------

② 成年後見支援センターの運営(町委託事業)及び法人後見の実施

- ・成年後見制度の普及活動、利用に関する相談や具体的支援、市民後見人の育成等を行うセンターを運営するとともに、本会が法人として成年後見業務を行います。(事業計画別紙)

本年度予算	700千円	前年度予算額	670千円
-------	-------	--------	-------

ニ) 基幹相談支援センター(町委託事業)運営事業

障がい者の地域生活を支援するための中心的な役割を果たす基幹相談支援センターの運営を町から受託することとし、障がい者福祉の充実に新たに取り組むこととします。(事業計画別紙)

本年度予算	14,300千円	前年度予算額	0千円
-------	----------	--------	-----

ホ) 生活困窮者自立支援機関との協働

経済的困窮世帯や引きこもりなどの支援については、本会事務所内に設置された埼玉県社協が運営する生活困窮者自立支援機関である「アスポーツ相談支援センター埼玉北部」との協働により取り組むとともに、本会の地域福祉部門が担当する生活困窮者支援事業(資金貸付・フードバンク等)とも協働するものとします。

ヘ) 包括的な支援体制整備事業

地域共生社会の実現や地域包括ケアシステム構築において重要な包括的な支援体制の整備については、地域支えあいの会や第2層生活支援・介護予防体制整備推進協議会等の地域福祉活動と、町とのパートナーシップによる福祉総合相談支援センターの運営、共助のまちづくりネットワーク会議との連携によって体制整備を図っていくものとします。

10 生活困窮者支援事業

県、町、社会福祉法人社会貢献活動推進協議会及び民生委員児童委員等との連携により、生活困窮世帯の自立生活を支援します。

イ) 福祉資金貸付事業

① 埼玉県生活福祉資金

- ・低所得者、障がい者世帯等の生活向上を支援するための資金を融資します。貸付にあたっては、生活福祉資金貸付調査委員会を適宜開催し、適正な資金運用の可否検討及び指導を行います。さらに民生委員児童委員と連携して償還指導等の円滑な運営を図ります。

② 寄居町福祉資金

- ・低所得者の応急資金の需要に応え、生活の安定と自立助長を図るため、民生委員児童委員の意見に基づいて資金の貸付を行います。

本年度予算	1,371千円	前年度予算額	1,363千円
-------	---------	--------	---------

ロ) 生活困窮者自立支援事業及び彩の国あんしんセーフティネット事業等との協働

- ・自立相談支援、現物給付、フードバンクの機能を持つ各機関との連携・協働により、生活困窮世帯の経済的・精神的自立支援に取り組みます。
- ・フードバンクの物資不足傾向の改善を図るため、本会独自の取り組みとして、イベント時のフードドライブ(持ち寄り)や生鮮野菜フードバンクを継続して実施します。

ハ) 子どもの居場所づくりの推進

- ・子どもの居場所づくりの一環である「子ども食堂」等の取り組みを支援するとともに、児童の学習支援についても研究を進めてまいります。

ニ) 引きこもり対策

- ・生活困窮者や引きこもり者の支援については、アサポート相談支援センターや社会福祉法人社会貢献活動推進協議会との連携により推進します。

11 介護保険事業の実施

介護保険事業については一般事業者活動を妨げることのないよう取り組むものとし、より専門的なケアが必要なケース等の受け皿としての一翼を担うものとします。また、実習生の受入や職員の積極的なスキルアップにより人材の育成に努めます。

本年度予算	23,781千円	前年度予算額	23,522千円
-------	----------	--------	----------

イ) 指定居宅介護支援事業の実施(ケアプランの作成)

ロ) 指定訪問介護事業の実施(要介護認定者へのホームヘルパーの派遣)

ハ) 介護予防・生活支援サービス事業の実施(要支援者へのホームヘルパーの派遣)

12 障害者居宅介護等事業の実施

障害福祉サービス提供事業者としての役割を担うとともに、難病患者へのサービス提供が可能な専門研修終了ヘルパーによる体制を確保するよう努めます。

本年度予算	2,100千円	前年度予算額	1,673千円
-------	---------	--------	---------

イ) 障害者総合支援法による指定障害福祉サービス事業者として、身体・知的・精神障がい者に対して、居宅介護事業(訪問介護)を実施します。

ロ) 難病患者及び介護者を支援するための、居宅介護事業(訪問介護)を実施します。

13 要支援者対策事業

社会的に支援を要する方々の社会参加を促進するため、関係機関、関係福祉団体等との連携による事業を推進します。

イ) 児童福祉対策

- ・児童館の計画事業に基づく諸事業や、地域支えあいの会及び子育てボランティアの育成を通じて、子育て支援・児童の健全育成を推進します。
- ・地域子育て支援事業として「ようこそ赤ちゃん事業」を提唱し、地域支えあいの会での実施を支援することにより、子育て世帯と地域との交流促進を図ります。

ロ) 老人福祉対策

- ・老人クラブ連合会の高齢者スポーツ大会[5月29(金)]等の計画事業に協力するとともに、老人福祉センター事業において生きがい対策、健康づくり事業に取り組みます。

ハ) 障がい者(児)対策

- ・障がい者歩け歩け大会[9月26日(土)]の開催や身体障がい者福祉会の事業計画への協力等を通じて、障がい者の社会参加を支援します。

1 4 赤十字事業の推進

日本赤十字社埼玉県支部寄居町分区事務局として、会員募集運動(5月)及び赤十字思想の普及活動を推進するとともに、火災等被災者への災害援助物資の支給や赤十字奉仕団活動への援助を行います。

1 5 共同募金事業の推進

埼玉県共同募金会寄居町支会事務局として、赤い羽根共同募金運動(10月)を積極的に推進し事業の効果的達成を図ります。また、歳末たすけあい運動(12月)への理解と協力を求め、援助を必要とする方々に対して物心両面から支援します。

1 6 公私役割分担の確立化事業

福祉施策の推進について町行政所管課と適宜協議し、役割分担の明確化に努めます。

1 7 財政基盤強化の推進

- イ) 会費募集(7月)については、町民の理解のもとに安定した財源確保に努めるとともに、会費実績が地域支えあいの会助成金に直結するため、その増収策として「会費二口運動」を継続して実施します。また、活動事業資金や福祉基金については、安全性を確保しながらの運用に努めるものとします。
- ロ) 収益事業(清涼飲料水自販機設置事業)の拡充を図り、自主財源の増強に努めます。

1 8 顕彰等の実施

地域福祉の功労者・永年協力者等の顕彰は、令和3年度の社会福祉大会において実施します。なお高齢者(90歳)の激励については、毎年9月に実施します。

1 9 町受託事業の効果的運営

- イ) 指定管理者制度による、寄居町との管理委託契約に基づく老人福祉センター及び児童館の良好な管理運営に努めます。(事業計画別紙)

本年度予算	58,170千円	前年度予算額	55,825千円
-------	----------	--------	----------

- ロ) 児童福祉月間事業は、児童館を主体とし、児童向けイベント等を開催します。

本年度予算	170千円	前年度予算額	170千円
-------	-------	--------	-------

- ハ) 令和2年度戦没者追悼式は11月11日(水)に中央公民館において実施します。

本年度予算	910千円	前年度予算額	910千円
-------	-------	--------	-------

2 0 法定外援護事業の実施

行路者に対し、法定外援護として鉄道乗車券を支給します。また、本会会員である災害被災世帯への見舞金の支給を行います。

地域包括支援センター
成年後見支援センター
基幹相談支援センター
かわせみ荘受託事業

事業計画

令和2年度 大里広域地域包括支援センター寄居町社会福祉協議会事業計画

1. 運営方針

地域包括支援センターは高齢者支援の機関ですが、直面する問題は高齢者のみにとどまらず、社会からの孤立や生活困窮、さらに8050問題にみられるような、要介護者と障がい者が混在し複雑化するなど多岐にわたっています。

こうした課題に対し、地域包括支援センターは総合相談の窓口として、地域支えあいの会をはじめとする地域の組織や役場・警察などの公的機関、さらに医療・保健福祉・介護分野などの様々な関係者とのネットワークを駆使し、包括的に支援を行い諸問題の解決に取り組んでまいります。

さらに令和2年度、本会では高齢者・障がい・生活困窮・権利擁護に関する問題を一手に担う総合相談支援体制が構築されます。本会地域包括支援センターは、その中心的な役割を担い、イニシアチブをとりながら、総合的に問題解決に取り組み、皆が安心して暮らせるまちづくりを目指し、その実現に寄与してまいります。

2. 通常の事業の実施地域

寄居南地区（折原・鉢形・男衾）

ただし本会地域包括支援センターは、共助のまちづくりネットワーク事業の情報集約機関として機能していることから、基幹的な地域包括支援センターとして全町からの相談を受け付けます。

3. 人員体制

□管理者の配置

経験豊富な職員を配置し、他職種・他機関や住民組織との連絡調整を円滑に行うとともに、困難事例などへの適切な助言を行い、センター機能の運営を管理します。

□配置基準による3職種の配置

○保健師（経験ある看護師）：専従で1名配置し、主に地域の介護予防に係るケアマネジメントや一般介護予防事業を推進します。

○社会福祉士：専従で1名を配置し、主に総合相談・権利擁護等を担当します。

○主任介護支援専門員：主任ケアマネ1名を配置し、主に地域ケア支援、予防給付及び総合事業ケアマネジメント業務、介護予防生活支援体制整備等に係る業務を担当します。

□その他の職員配置

○介護報酬請求・会計処理等を行う職員や認知症施策などを行う職員を、必要に応じて配置します。

4. センターの開設

□拠点：寄居町保健福祉総合センターユウネス内において実施します。

□開設日及び開設時間：開設日【月～金】 開設時間【9時～17時】

□開設時間以外の対応：土・日・祝日の相談等については、事前予約により対応します。

ただし緊急時は、役場や警察などの緊急連絡時のホットラインにより対応します。

5. 業務計画 [地域支援事業における包括的支援事業]

イ) 指定介護予防支援業務(介護保険)及び介護予防ケアマネジメント事業

要支援認定者やチェックリストによりサービス利用が可能となった方のプラン作成にあたっては、アセスメントとモニタリングを適切に実行し、利用者の心身の状況に合わせた具体的な目標を設定した上で、その実現のため生活支援体制整備や公的制度を効果的に組み込んだ支援計画を作成しサービス提供を行います。また介護予防や自立支援に対する啓発や事業を積極的に展開していきます。

①介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの実施			
プラン作成件数見込	利用者130名	月平均	125プラン
介護予防支援		月平均	65プラン
介護予防ケアマネジメント		月平均	60プラン
		年延べ	1,450プラン

②介護予防事業の強化と普及啓発

町と連携しながら、いきいき百歳体操に取り組む団体や地域の拡大を推進し、すでに立ち上がった地域にはフォローアップを行い、身近で継続的に取り組める介護予防の仕組みと通いの場づくりを推進します。

③シニア健康塾

老人福祉センターと協働で老人クラブ向けにシニア健康塾を開催し、高齢者の健康づくりと介護予防の啓発に努めます。

④介護予防出前講座の開催(ますます元気教室)

地域で開催するふれあいいきいきサロンや老人クラブ等で介護予防に関する出前講座を開催します。

⑤認知症サポーター養成講座

認知症の人とその家族の応援者となる認知症サポーターを養成し、認知症への正しい理解と対応方法を学び、認知症になっても尊厳ある生活ができるよう養成講座を開催します。

⑥認知症カフェ(お城deカフェ)

鉢形城歴史館を会場に、埼玉県作業療法士会や認知症地域支援推進員、更にボランティアの方々と協力しながら認知症カフェを開催します。また認知症の方とその家族の集いの場のみではなく、地域のコミュニティとしての役割も担っていきます(毎月第3木曜日)。

※新しい介護予防の取り組みとして、排せつ機能の強化を図れる教室等を検討します。

ロ) 総合相談支援事業

多様化する高齢者の生活上の相談に応じ、寄せられた相談については問題解決に至るまでをサポートし、成年後見支援センターやアスポーツ相談支援センターなど必要となる制度やサービスについて、フォーマル・インフォーマルさらに地域資源などを問わずに、チームアプローチでその相談や事案に必要なサービスなどの調整業務を行います。

①総合相談の実施

来所での相談のほか開設時間外も含めた訪問相談、さらに予約などにより休日の相談を実施します。

②在宅高齢者実態把握事業

区長・民生委員児童委員・福祉委員等の連携による地域支えあい活動や、さらに共助のまちづくりネットワーク会議の構成員などの協力を得て、要支援高齢者世帯や要介護認定者で介護保険サービス未利用世帯の訪問活動を行い、実態を把握するとともに問題の深刻化を未然に防止する活動を行います。

③在宅介護支援事業

社協の在宅介護班と共同で、介護者のつどいの場を設け、在宅介護に必要な知識や技術などの提供を行い、在宅介護の負担軽減を図ります。また日帰り小旅行を実施して介護者のリフレッシュの場を提供していきます。

ハ) 虐待防止・権利擁護事業

町民に対して虐待や権利擁護に関する理解や啓発をするとともに、民生委員児童委員や地域支えあいの会などの見守り活動との連携により早期発見に努めます。また行政や関係機関との協働で問題解決のための専門チームを迅速に組織して、その問題解決にあたります。

①虐待防止・権利擁護啓発事業

出前講座等の機会を活用し、高齢者の虐待防止・権利擁護の啓発に努めます。

②要援護者高齢者支援ネットワーク事業

町健康福祉課と南北包括との情報交換会を実施し、町内全域の困難事案についての情報共有を図ります。また虐待や権利擁護の個別の案件に関しては、共助のまちづくりネットワーク会議において、事例提供などをおこないその情報を共有します。

(情報交換会 月1回 ネットワーク会議への参加 開催毎)

二) 地域ケア支援事業 [包括的・継続ケアマネジメント事業]

居宅介護支援事業者のケアマネ連絡会や地域のサービス事業者連絡会を開催。情報交換・事例検討を行うことで、様々な案件への対応力の強化を図り、地域の介護事業者の資質向上に努めます。また支援を要する人が安心して在宅で生活ができるように、地域と医療・介護・行政及び関係機関などのネットワークづくりを推進していきます。

①ケアマネージャー支援事業

自主組織となったよりいケアマネの会の会務運営にあたり地域包括支援センターは、事務局として後方支援をおこない、町内ケアマネージャーの資質向上に向けた取り組みをバックアップしていきます。

②サービス提供事業所連絡会の開催と組織化

訪問介護事業者連絡会と通所サービス事業者連絡会を年2回開催します。内1回を合同連絡会とし町内事業所間の連携を図ります。

③自立支援型地域ケア会議の開催

ケアマネージャーや支援に携わる関係者に、予防支援の対する計画作成力の向上を図るため、自立支援型地域ケア会議を開催し、利用者の自立支援に向けた会議を開催します。またこれにより不足している地域サービスを把握し、生活支援コーディネーターなどが取り組む生活支援体制整備へつなげる役割を担います。

④認知症施策の推進

認知症に対する取組として、認知症地域支援推進員と連携し、認知症に対する啓発や知識を広める活動を行います。また認知症困難事例者を医療や介護サービス等につなげる、認知症初期集中支援チームの相談窓口を担い、専門的な支援に繋がられるよう支援を行います。

⑤在宅医療・介護連携推進事業での協働

町健康福祉課の推進する計画に基づき、地域包括ケアシステムに不可欠な医療・介護の連携を強化するため、地域包括ケアシステム推進会議に参画し寄居北地区包括とも緊密な連携をとりながら、医療分野と介護分野の協働体制の構築を目指します。

令和2年度 寄居町成年後見支援センター事業計画

1 運営方針

障がい者や認知症高齢者等が、人格や個性を尊重され安心して暮らすことができる地域社会実現のため、障害者総合支援法及び老人福祉法において、成年後見制度の体制整備支援や利用支援、さらに法人後見活動支援などへの取り組みが求められています。

そこで、本会では寄居町成年後見支援センターを運営し、町民が安心して地域生活を維持できる体制を整えるとともに、成年後見制度の普及啓発、相談支援及び利用支援体制整備、市民後見人の育成、そして法人後見業務について引き続き一体的に実施します。また、成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関の設置を検討します。

2 センターの開設

- 拠点 寄居町保健福祉総合センターユウネス内において実施
- 開設日及び開設時間 開設日【月～金】 開設時間【9時～17時】
- 開設時間以外の対応
土・日・祝日の相談等については、事前予約により対応

3 業務計画

イ) 相談支援

成年後見制度利用について、寄せられた相談について具体的な支援を行います。社協職員(専門員)では解決が難しい場合に、専門職相談日(予約制)を設け、より専門的に問題解決が図れるよう支援を行います。

また、親族後見人等に対する専門職相談会の開催を検討し、制度利用に関する相談支援体制の充実を図ります。

ロ) 普及啓発

講習会の開催や利用促進の啓発パンフレット等の配布によって普及啓発を推進します。

- 一般町民向け研修会の開催：年1回
- 専門職・団体向け研修会の開催：随時
- 広報紙等への掲載：社協だより、ほっとライン通信、広報よりい等

ハ) 困難事例対応支援

センターに寄せられる他の相談機関等が関わる困難案件への対応として、専門職相談日(予約制)を設け、より専門的に問題解決が図れるよう支援を行います。

ニ) 市民後見人の育成

市民後見人養成講座を引き続き開催(深谷市、熊谷市と共催予定)し、市民後見人を養成します。また、これまでの実践課程修了者を対象とした情報交換や学習会を開催し、今後の市民後見人の育成に努めるものとします。

- ※ 平成29年度 実践課程修了者：6名
- ※ 平成30年度 実践課程修了者：5名
- ※ 令和元年度 実践課程修了者：2名

ホ) 寄居町成年後見支援センター運営委員会の設置

本会の専門職(社会福祉士)のみで対応することが困難であるため、本会の運営が円滑に行われるためのバックアップ体制を構築する上からも、対応困難ケースへの助言・指導を行う弁護士等の専門家で構成する運営委員会を組織します。

開催については6月、9月、12月、2月に定期開催し、その他については、相談状況に応じて開催します。

- ※ 運営委員：弁護士、司法書士、社会福祉士、医療関係者
障害者福祉関係者、地域包括支援センター職員
行政職員、社協職員(計8人)
- ※ 平成29年度：2回開催
- ※ 平成30年度：4回開催
- ※ 令和元年度：3回開催

へ) 法人後見業務

町長申し立て案件や「あんしんサポートねっと」利用者の最終的な支援制度として、また町民が安心して暮らせるセーフティネットとして機能するよう、成年後見支援員の配置等を行い、本会が法人として後見人業務を行います。

- ※ 平成30年度：1件受任 後見類型
- ※ 令和元年度：成年後見支援員申し込み3名
内、1名が「日常生活自立支援事業」生活支援員として活躍。

令和2年度 寄居町基幹相談支援センター事業計画

1. 運営方針

本会は、これまで蓄積した知識・経験を最大限に活かし、本会特有の公正公平な立場で、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者やその家族等を対象に、総合的・専門的な相談支援に取り組むものとします。また、運営にあたっては、本会の地域福祉事業、地域包括支援センター、権利擁護の成年後見支援センター、さらに事務所を同一とする埼玉県社協の生活困窮者支援機関であるアスポート相談支援センターと緊密な連携を図り、今日の複合化する福祉問題解決に各種専門職がチームを組んで対応するものとします。

2. 事業概要

1) 基幹相談支援センター受託運営事業

①職員配置 精神保健福祉士、社会福祉士等の有資格者を常勤配置 2名

②実施財源 寄居町からの事業委託料

③業務内容 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、主に障がい者やその家族等を対象に、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取り組み、施設や病院からの地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止等の業務にあたります。

④実施時期 令和2年4月から相談支援、権利擁護・虐待に関する業務を開始し、本格実施は正式な指定を受ける10月を目指します。

⑤開設場所 寄居町保健福祉総合センターユウネス 社協事務所内

2) 本会における基幹相談支援センターの位置付け

現状の地域包括支援センター、成年後見支援センター、アスポート相談支援センターにこの基幹相談支援センター機能を加え、福祉総合相談支援センターとし、高齢、障がい、生活困窮、権利擁護の相談窓口の一元化と専門職がチームを構成して支援にあたる、包括的支援体制の構築を目指します。

令和2年度 寄居町老人福祉センター事業計画

運営方針

老人福祉センターは、老人福祉法並びに設置運営要綱に基づく「A型施設」として、「地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とする」の趣旨に基づき、高齢者の要望に対応した福祉施設として、行政機関・関係団体との連携を図りながら良好な管理運営に努めます。

事務・事業	事業内容
1 各種相談	(1)健康相談 健康福祉課等と連携し、疾病予防等の適切な援助指導に努める。 (2)生業及び就労の指導 シルバー人材センターと情報交換を図りながら指導に努める。 (3)交通安全指導 交通安全アドバイス制度指定施設として、啓発活動に努める。
2 シニア健康塾	地域包括支援センターと連携し、老人クラブ会員を対象に健康講話、レクリエーション等を年13回開催する。
3 教養・レクリエーション事業	高齢者の健康と生きがい・仲間づくりを目的として次の事業を実施する。 (1)民謡教室、書道教室、水彩画教室、絵手紙教室、スポーツ吹矢教室、万葉教室、レザークラフト教室、健康ウォーキング教室を通年開催するとともに、自主サークル活動への移行を支援する。 また、短期教室としてヨガ教室・手芸教室を開催する。 (2)月例カラオケ大会を開催し、カラオケ愛好者の健康と生きがい・交流の場の提供に努める。 (3)ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク大会等を開催し、高齢者スポーツの振興に努める。 (4)老人クラブと連携し、高齢者スポーツ大会・囲碁将棋大会・趣味の作品展・芸能大会等を開催する。 (5)老人クラブ連合会が主催する研修会や町委託事業・広報活動等への援助指導に努める。 (6)ビンゴ大会を複数回開催し、高齢者の交流の場の提供に努める。
4 送迎バスの運行	(1)センター利用団体の送迎及び地区別巡回バスの運行を行う。 (2)福祉団体援助のためのバス運行を行う。 (3)町内10名以上、隣接市町村15名以上の利用団体のバス運行を行う。
5 カラオケサービス	カラオケ等の利用希望者に対し、係員を配置し公平かつ円滑なサービス提供に努める。
6 利用促進対策	(1)町広報等により、適宜、巡回バスコース等を周知し、一般利用の啓発に努める。 (2)町内老人クラブを対象に、利用案内チラシや年賀状の発送を行い利用啓発に努める。 (3)「温泉の日」(年間50回)を通じて、町民の健康づくりとセンター利用促進に努める。
7 館内施設の維持管理	(1)施設の安全と衛生に留意し、常に良好な施設の維持管理に務める。 (2)利用者とのコミュニケーションを図り、明るく楽しい雰囲気づくりに努める。
8 屋外付帯設備の維持管理	(1)グラウンド及び施設周辺の危険箇所等の発見及び修繕を行い安全管理に努める。 (2)グラウンドを円滑に利用いただくための連絡調整に務める。
9 その他(団体事務)	(1)老人クラブ連合会、身体障がい者福祉会、遺族連合会事務局として円滑な運営に協力する。 (2)食堂の経営については、諸般の事情により委託経営が困難な状況であることから、随時利用者の利便向上を検討し合理的な運営に努める。

令和2年度 寄居町児童館事業計画

運営方針

児童館では、事業を通して児童に集団的・個別的に関わりを持ちながら指導を行い、児童の健康増進と健全育成に努めます。

また、子育て支援ネットワーク構成員として、情報の共有化と連携の強化に努め、子育て支援を推進します。

事務・事業	事業内容
1 会務	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県児童館連絡協議会総会(年1回) ・館長研修会(年1回) ・児童厚生員研修会(年1回) ・ブロック研修会(年1回) ・埼玉県児童館連絡協議会役員会(年2回) ・町内子育て支援施設合同会議(年5回)
2 主な事業	<p>(1)子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 幼児クラブ(毎週水曜日・会員制で実施、ただし途中加入可能) <ul style="list-style-type: none"> ・2歳以上の幼児と保護者を対象に、親子の交流や季節行事等を通して、子育て支援を行う。(年44回) ② どんぐり会活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・児童館を活動拠点とする保護者の自主活動グループ(火曜日)の活動支援を行う。(年43回) ③ 子育てサロン(毎週木曜日・第2・3・5金曜日) <ul style="list-style-type: none"> ・幼児とその保護者を対象に、おもちゃ室の開放と手遊び、読み聞かせ等の提供や子育てに関する悩みごとの相談に適宜対応する。 ④ 親子の広場 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児と保護者を対象に親子のスキンシップと、保護者同士の情報交換と交流の機会として開催する。また、親子と地域の方とがふれあえる活動やイベントを実施する。(第1金曜日、交流会1回・親子での遊び3回・イベント3回) ⑤ 親子ふれあいマッサージ <ul style="list-style-type: none"> ・幼児と保護者を対象に、マッサージを通して、親子のスキンシップを図る図る機会とする。 ⑥ 骨盤体操教室(保育付き講座) <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の保護者を対象に、講師の指導の下、産後の身体を骨盤体操でリメイクし、心と体を整える機会とする。 ⑦ 秋の交通安全教室 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児と保護者を対象に、警察官による交通講話とパトカー、白バイの乗車体験をする機会とする。 ⑧ 消防署へ行こう <ul style="list-style-type: none"> ・幼児と保護者を対象に、消防署へ出かけ、ミニ消防車やはしご車の乗車体験をする機会とする。 ⑨ 教えて!子どもの救急法 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児と保護者を対象に、もしもの時に知っておきたい応急処置方法を学び、実際に体験する機会とする。 ⑩ バスハイク(子育て支援施設合同事業) <ul style="list-style-type: none"> ・幼児と保護者を対象に、行政バス、かわせみ荘バスを利用し、車内での手遊びやコミュニケーションを楽しむとともに、近隣の動物園等を集団で見学する機会とする。 <p>(2)児童生徒健全育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもチャレンジ教室 <ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象に、キッズダンス教室、冬休み書き初め教室、アイシングクッキー作り教室などの体験事業を行う。 ② 夏休みポスター宿題応援教室 <ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象に、講師の指導の下、夏休みの課題の図画やポスター製作にあたり、描き方のポイント等を学び作品を仕上げる機会とする。

事務・事業	事業内容
	<p>③ 星空さんぽ ・幼児と保護者・小学生を対象に、夏の星座のお話を聞きながら、音楽をバックに楽しむ機会とする。</p> <p>④ 親子オーロラ染体験(工房見学) ・小学生を対象に、町内の工房へ出かけ、染色体験をする機会とする。</p> <p>⑤ ピザ作り教室 ・薪窯を使った本格ピザ作りを体験する機会とする。</p> <p>⑥ らくご人形劇「じゅげむ・てんしき」 ・子どもも大人も楽しめる落語人形劇と腹話術を楽しむ機会とする。</p> <p>⑦ 児童福祉月間事業(自由参加) ・親子ふれあい公演「マジック&バルーン バラエティショー」 情操豊かな児童の育成と、親子で芸術に触れる機会とする。</p> <p>⑧ 放課後児童生徒支援事業(自由来館者対象) ・悩みや問題を抱える児童生徒の生活指導及び精神的支援を行う。 ・子育て支援課、小中学校、教育委員会、保健師等とのネットワーク化を図り、情報の共有化と問題解決に努める。</p> <p>(3) 自由来館児童への対応(自由来館者対象) ・卓球台・ビリヤード・幼児向けおもちゃ等の貸し出し及びぬり絵コーナーの設置、児童用図書の本館図書室内での利用等を通じての健全な遊びの提供を行う。</p> <p>(4) プラネタリウム投影(自由来館者及び予約団体対象) ・一般投影は毎月第4日曜日とし、小学校・保育所等への学習投影は随時行う。</p> <p>(5) その他 ・子ども会等の地域組織化活動の育成助長に努める。</p>
3 利用者への広報活動	<p>(1) 町広報・児童館ポスター等により利用啓発に努める。また町広報では子育て支援コーナーに掲載し情報の一元化に努める。</p> <p>(2) 町内各保育所・小学校を通じて各種事業案内(児童館通信・ようこそ児童館へ)を配布し利用啓発に努める。</p>
4 施設の維持管理	<p>(1) 館内施設維持管理 ・館内の安全と衛生管理に十分配慮し、常に良好な施設の維持管理に努める。</p> <p>(2) 遊具の点検 ・トランポリン・卓球台・ビリヤード・おもちゃ等は常に点検し安全性の確保に努める。なお、トランポリンについては、メーカーによる保守点検を実施する。</p> <p>(3) プラネタリウム設備 ・年2回、メーカーによる保守点検を実施する。</p>